

令和5年度 処遇改善一時金等の支給について

社会福祉法人いずみ会

1. 処遇改善一時金

【直接処遇職員】 正規職員 月あたり 37,000 円支給
期間契約職員 基本給（時給）に 100～150 円プラスして支給

【非直接処遇職員】 直接処遇職員と同額を法人負担で支給

【支給方法】 正規職員 6月、12月、3月の賞与時に該当月分を支給
期間契約職員 月給にて支給

2. 特定処遇改善一時金

【グループ A】 経験・技能のある障害福祉人材（勤続数 10 年以上）
社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理士の資格所持者およびサービス管理責任者
支給額（令和4年度実績）：一律 240,000 円を 3 月の期末賞与時に支給
*一人あたりの平均支給額：240,000 円

【グループ B】 他の障害福祉人材
勤続 10 年未満の正規職員およびフルタイム期間契約職員
支給額（令和4年度実績）：
無資格者に対し、50,000～120,000 円（勤続年数による）
資格所持者に対し、10,000 の増額
*一人あたりの平均支給額：108,571 円

【グループ C】 その他の職員
正規職員で、賃金の年額が 440 万円以内の職員
支給額：一律 50,000 円
*一人あたりの平均支給額：50,000 円

【配分ルール】 グループ A の平均支給額がグループ B の 2 倍以上
グループ B の平均支給額がグループ C の 2 倍以上

3. 処遇改善臨時特例交付金手当（月に支払われる賃金とともに支払われる）

正規職員	9,000 円
期間契約職員	基本給（時給）に 10～50 円プラスして支給

社会福祉法人いずみ会 袖ヶ浦学園 職員賃金規程

第 14 条 福祉・介護職員の処遇改善加算は、一時金として前条に定める賞与と共に支給する。ただし、法人の判断により、支給を中止または廃止することがある。

第 14 条の 2 福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、法人の定める対象職員に対して一時金として第 13 条に定める期末賞与と共に支給する。ただし、法人の判断により、支給を中止または廃止することがある。

第 14 条の 3 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「処遇改善臨時特例交付金」という。）に基づき、処遇改善臨時特例交付金の交付見込額の範囲内に応じて、法人が個別に定めた額を月の給与に処遇改善手当として支給する。

- 2 処遇改善臨時特例交付金の一部を、一時金として手当を支給する場合がある。
- 3 支給額については、交付額の変動が予想されることから、適時見直しをおこなうことができる。
- 4 処遇改善支援補助事業が終了した場合には、本手当は廃止する。

なお、すべての処遇改善において、年度末の予算状況により、変更があり